



著作権の現状と将来—病院図書館との関わり

松下 茂

I. 活発化する著作権をめぐる動き

「医学などの専門書違法コピー許すな 出版社・学会 新会社で権利守る」(朝日新聞 2002年5月15日夕刊)、「論文・専門書複写使用料大幅値上げ 著作権保護へ5-80倍」(日本経済新聞 2002年7月5日朝刊1面)。学術分野での複写利用に対する著作権問題が新聞を賑わせている。

すでに昨年、著作権処理機関と利用者やドキュメントサプライヤーの協議や説明会が開催されている。(社)情報科学技術協会 (INFOSTA) は、昨年2回にわたって「文献複写問題検討会」を文化庁や著作権処理機関を招いて開催し、出席した利用者から多くの意見や質問が出た。INFOSTAでは、2回にわたる検討会を経て、文化庁や著作権処理機関に対して「要望(提言)」と質問書¹⁾を出している。また複写問題対策委員会が新たに組織され、利用者のための複写に関する著作権対策を行っている。

また本年4月からは、日本製薬団体連合会(日薬連)²⁾を通じて製薬会社と著作権処理機関との協議が複数回行われており、製薬会社側は7月より著作権処理機関が求める複写実態のサンプル調査に入った。この結果に基づいて、今後の具体的な著作権処理契約交渉が製薬各社で行われることとなるという。

これまでの著作権処理に温度差のあったドキュメントサプライヤー各社も、国内の商業出版社による権利処理を求める声に対応するため、昨

年から具体的な交渉に入っている。現在ドキュメントサプライヤーは、利用者と著作権処理機関との協議結果を待っており、著作権処理の代行業務をいつでも開始できる状態にある。

II. 病院図書館の動き

病院図書館(ここでは、病院図書室と呼ばれている施設も含めて病院図書館という用語で統一する)の機能の中で、文献複写サービスおよび複写利用は、非常に大きな役割を果たしていることは、図書館関係者や利用者の間では周知のことである³⁾。もともと全国で組織されている病院図書館のネットワークも文献複写サービスとその相互貸借の必要性から生まれた。

しかしながら病院図書館の文献複写サービスおよび複写利用は、その役割と機能にふさわしい社会的・制度的位置付けがなされているわけではないことも事実である。病院図書館は医学系大学図書館との結びつきを除けば、図書館界からもあまり注目されてこなかった。そのため、著作権問題という専門図書館の抱える諸問題の先鋭化もあまり生じなかった。

しかし病院図書館が著作権問題に無関心であったわけではない。近畿病院図書室協議会では、2000年10月に開催した「25周年記念フォーラム」にて、「病院図書館と著作権」というシンポジウムを利用者や学識経験者をパネリストとして開催した⁴⁾。

さらに2001年7月には、「病院図書館(室)における文献複写についての見解」を文化庁を訪問して提出し、文化庁担当責任者と意見交換を行っている⁵⁾。

まつした しげる：株式会社サンメディア
matsushita@sunmedia.co.jp

また2000年10月に開催された日本病院会全国研究会研究集会でも病院図書室と著作権について講演が行われた。

Ⅲ. 著作権法と病院図書館

前項で見てきたように、複写をめぐる著作権の動きは急速に進んでいる。このような状況のもとでこの記事は、病院図書館と複写利用および著作権についての現状をできる限り平易に解説し、関係者の今後の対応についての一助とすることを目的としている。

1. 著作権法の目的

現在の著作権法は、1970年に制定され、その後幾度か改定されている。著作権法の目的は、第1条に「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と記載されている。つまり、著作者の権利の保護と同時に、著作物の公表と流通、利用によって文化の発展に寄与することが明記されている。

2. 複写利用と「複製権」

病院図書館による文献複写サービスと複写利用は、著作権法第21条にある「複製権」に関係している。「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう」(第2条15)。**また、複製物の頒布(複製物の譲渡および貸与)も著作者の権利である。21条には、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と記載されている。**

したがって、文献複写サービスや複写利用を行うためには、著作者または著作権者の許諾が必要ということになる。

3. 著作権の制限

ところで著作権法は、著作物の利用者の便宜のために著作権の制限規定を設けている。現在の著作権論議で最も関係するのは、第30条(私的使用のための複製)と第31条(図書館等によ

る複製)である。

第30条では、「著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(私的使用)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」としている。つまり自分で購入した著作物や図書館から貸し出しを受けた著作物を、家庭内や個人的に利用する範囲なら、複写利用の際には著作権者の許諾は必要としない。

4. 著作権法と病院図書館

第31条では、「図書館等における複製」が定められている。ここでは、図書館等は、「営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。」とし、

- (1)表された著作物の一部(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物はその全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
 - (2)図書館資料の保存のため必要がある場合
 - (3)他の図書館の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書資料の複製物を提供する場合
- がこれにあたるとしている。

では、この「図書館等の施設」とはどこを指すかについては、著作権法施行例によって記載されている。これによれば、専任の司書が配置されていることを前提として、

- (1)国立国会図書館
- (2)図書館法で定められた地方公共団体が設立した公共図書館
- (3)大学、高等専門学校図書館
- (4)大学教育に類する教育を行う機関の図書館(防衛大学校など)
- (5)著作物の収集と利用を行うために法律によって設立された機関(国立科学博物館など)
- (6)学術研究目的の研究、調査機関で法律によって設立された機関(日本原子力研究所など)
- (7)国、地方公共団体又は公益法人が設置する施

設で文化庁長官が指定する機関となっている。

(7)には、国立東京第2病院図書室（国立国際医療センター）、国立療養所東京病院の二つの病院図書館が含まれるが、その他の病院図書館は含まれない⁶⁾。

以上見てきたように、病院図書館のほとんどは31条の政令図書館ではない。31条を著作権法に盛り込むために、図書館界では非常に多大な努力を払ってきたとされるが⁷⁾、残念ながら病院図書館がその恩恵の対象となることはできなかった。したがって、病院図書館での複写サービスや複写利用は、著作権者の許諾を得て行うことが必要となる。

IV. 3つの著作権処理機関

個々の著作権者に複写許諾を得る作業は途方もない労力を必要とし、非現実的であることは、利用者が一番良く知っている。各国では、利用者および著作権者双方の便宜を図り、円滑な著作物の複写利用を実現するために著作権処理機関が設立されている。日本を除く各国では、複写利用のための著作権処理機関は、1国1機関である。利用者は、自国の著作権処理機関と契約を結ぶことで、自国以外の著作物の複写利用も行える。

しかし日本では現在3つの複写に関する著作権処理機関が存在している。

1. 日本複写権センター⁸⁾

日本複写権センター（以下、JRRC）は、1991年に学協会著作権協議会、日本書籍出版協会、著作者団体を母体にして設立された。1993年には世界複製権機構（IFRRO）に加入し、1998年には文部省によって社団法人として認可された。また著作権等管理事業者法（後述）による管理事業者である。

現在の構成団体は、学術著作権協会、出版者著作権協議会（出版社7団体）、著作者団体連合（著作者5団体）である。管理著作物や許諾の範囲は、表1を参照。

現在の契約者数は3,478機関で、2001年度の著作権料収入は、1億5千958万9,892円であった（日本複写権センターニュース2002年7月1日発行による）。

複写利用単価は、機関内利用は1ページ2円、機関外への複写物の提供とファクシミリでの送信は、提供価格の10%または1ページ2円以上のどちらか高いほうが適用される。また、契約の種類は、包括許諾方式と個別許諾方式がある。詳細は、JRRC 使用料規定⁹⁾、表1を参照。

2. 株式会社学術著作権処理システム¹⁰⁾

著作権等管理事業者法の施行を受けて、学術著作権協会（以下、JAACC）は株式会社学術著作権処理システム（以下、ACCS）を設立した。2002年4月以降は、利用者はACCSと契約を締結することによって、JAACCの管理著作物の複写許諾を得ることができる。

もともとJAACCは、1990年に(社)日本工学会、(社)日本農学界、(社)日本歯科医学界、(社)日本薬学会が設立した「学協会著作権協議会」が改名した組織である。

JAACCの管理する著作物は、国内の学協会著作物、大学紀要、研究機関や企業の紀要、技術報告などである。また米国の著作権集中処理機関であるCopyright Clearance Center（以下、CCC）の管理著作物も双務協定によって、国内での複写利用許諾を行っている。本来、海外の著作権処理機関との契約はIFRROに加盟しているJRRCの役目であるが、CCCはJRRCとの10年間の交渉で、一貫して国際水準から見て低すぎる1ページ2円では契約を締結することができないとしてきた。2001年10月31日に、CCCはJRRCに対して、最終的に1ページ2円を前提とした交渉は継続できないとして、JRRCとの交渉を中止した。そこで、JAACCは国内で権利処理できるCCC管理著作物の唯一の機関となった。

国内管理著作物は、定期刊行物数が約600点、それ以外が約1,500点である。また、CCCとの契約は出版社単位であり、CCC契約する出版

表 1 .

日本複写権センター (JRRC)	学術著作権協会 (JAACC)	株式会社日本著作出版権管理システム (JCLS)
国内著作物の複写	国内学協会著作物の複写	国内著作物の複写
<p>複写の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小部分 (著作物全体の30%または60ページ以内)、少数 (同一著作物の20部以内) <p>複写使用料単価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1 ページ 2 円 <p>頒布目的の複写</p> <ul style="list-style-type: none"> • 提供料金の10%または1 ページ 2 円のうちいずれか高い金額 	<p>複写の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小部分 (著作物全体の30%または60ページ以内)、少数 (同一著作物の20部以内) 頒布目的の場合は、60ページ、100部以内 <p>複写使用料単価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1 ページ 2 円 <p>頒布目的の複写</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1 ページ 10 円 	<p>複写の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各著作物によって異なる <p>複写使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各著作物によって異なる (1 ページ 50 円以上または論文単価で 250 円、500 円など) <p>頒布目的の複写</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機関内利用、機関外配布、機関外入手の全て同一価格。ただし、機関内利用については年間利用包括許諾契約あり。この場合は、各機関毎の調査と業界毎に異なる料金となる。
<p>著作物の FAX 送信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 提供料金の10%または1 ページ 2 円のうちいずれか高い金額 	<p>著作物の FAX 送信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1 ページ 10 円 	<p>著作物の FAX 送信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複写使用料に含める
<p>著作物の電子化、蓄積、配信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非対応 	<p>著作物の電子化、蓄積、配信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 著作物の電子ファイル化、電子的蓄積、閲覧と印刷を利用者機関内のみを対象として行う場合に対応 <p>利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電子ファイル化 1 ページ 30 円 • 印刷 1 ページ 10 円 	<p>著作物の電子化、蓄積、配信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非対応
海外著作物	海外著作物	海外著作物
<ul style="list-style-type: none"> • CCC と 10 年間交渉を行ってきたが、複写使用料 2 円が安すぎるとして、CCC から交渉打ち切りの連絡を受ける。現時点は、海外著作物の許諾は不可。 	<p>CCC 管理著作物の国内許諾委託を TRS、AAS 非独占契約</p> <p>複写使用料単価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 部数、機関内利用、機関外入手、機関外提供に拘わらず 1 ページ 50 円 • 調査年間許諾方式 (AAS) は別途設定 	<ul style="list-style-type: none"> • CCC 管理委託物の国内委託契約を模索。一方、Elsevier、Wily、LWW、NewEngland Journal Medicine、Nature の各社と個別契約を交渉中。これら各出版社は、グローバル価格として、1 論文 \$ 25 以上の著作権料を主張。
<p>* 使用料規定を参照 http://www.sunmedia.co.jp/ccs.html</p>	<p>* 使用料規定を参照 http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaacc/new_page_3.htm</p>	<p>* 使用料規定なし</p>

社のうち約2000社が含まれる。

複写利用単価は、国内管理著作物の場合、機関内利用が1ページ2円、機関外への複写物の提供とファクシミリ送信は1ページ10円。また国内管理著作物を電子的に保存する場合は、1ページ30円でその印刷は1ページにつき10円である。契約の種類は、個別契約と包括契約である。

CCCの管理著作物は、機関内、機関外ともに1ページ50円による個別許諾契約だが、5週間の複写実態調査を行った場合は業種ごとの一定額による年間契約(調査年間許諾方式:AAS)も準備されている。詳細は、JACC 使用料規定¹¹⁾、表1を参照。

3. 株式会社日本著作出版権管理システム¹²⁾

株式会社日本著作出版権管理システム(JCLS)は、JRRCの構成団体である出版者著作権協議会(出著協)に所属する(社)自然科学書協会と任意団体の医書出版協会に加盟する出版社によって2001年1月に設立された。

この設立により、JRRCに権利委託を行っていた医学・自然科学系出版社がJRRCから引き上げた。

この設立の直接のきっかけは、JRRCがかつての複写利用規定で規定していた1ページ2円以外の特別許諾著作物(その奥付表示が白抜きR表示であったため、「白抜きR」とも呼ばれる)の取り扱いを中止したためである。白抜きRを指定していた出版社の多くは、医書系の出版社であった。

JCLSは、現在約70社の出版社から定期刊行物186点、単行本18,319点の委託を受けている(2002年7月現在)。複写許諾料金は、各出版物ごとに異なるが、冒頭の日本経済新聞記事にあるように、JRRCの5倍から80倍の許諾料金となっており、論文単位とページ単位の複写許諾料金が混在している。利用者との契約の種類は、個別利用許諾契約、年間利用報告許諾契約、年間利用包括契約であるが、2002年7月22日時点ではドキュメントサプライヤーとの間で、年間

利用報告許諾契約が締結されている以外に契約はない。また著作権等管理事業者法による管理事業者に登録されているが、使用料規定はまだ公表されていない。

なおJCLSは、海外のSTM系出版社の権利委託にも積極的であるが、JAACCを通じたCCC管理著作物の国内権利処理とは別に、海外出版社の指値価格での権利処理を目指している。表1を参照。

V. 著作権法をめぐる動き

1. 著作権等管理事業者法¹³⁾

著作権等管理事業者法(以下、管理事業者法)は、一昨年に国会を通過し昨年10月より施行された。管理事業者法は、法人格のある誰もが届出によって、著作権処理ビジネスへの参入を可能とする代わりに、著作権の「使用料規定」を公開させて、利用者の意見が反映されることを狙いとしている。管理事業者は、利用者に情報を提供し、使用料に対しての意見も徴収する努力義務を持つ。特に管理事業者対象分野で大きなシェアを持つ管理事業者は、指定管理事業者と呼ばれ、利用者代表が求めた場合は協議に応じることが義務付けられている。また使用料規定に記載される使用料は、著作権者による指値ではなく、管理事業者が設定する料金(管理事業者への一任型)でなければならない。管理事業者および管理事業者は、文化庁のホームページで確認することができる¹⁴⁾。

2. 著作権法改正への動き

2001年、文化審議会著作権分科会では、いくつかの著作権法改正に向けた議論が行われていた。その中で著作権分科会情報小委員会では、著作権法の権利制限の見直しを行うためにワーキンググループを設けて4月以降7回の審議を行ってきた。この詳細は文化庁ホームページにPDF¹⁵⁾で概要がまとめられているので詳細は割愛するが、権利制限の拡大では、図書館でのファクシミリ送信やインターネットを利用した印刷等を認めることや権利縮小では「調査研究目的」

から商業的利用を除外することなどの意見が出されている。すでに1年間の審議は終了し、現在は図書館側委員と権利者側委員との間で最終の意見調整が行われている。早ければ、次期通常国会にて著作権法の一部見直し案が上程される見通しである。

VI. 何が問題か

以上、最近の著作権関連の動きを複写利用に関連する内容を中心に見てきた。そこで、現在の複写利用をめぐる著作権関連の動きの中で、何が問題かを整理する。

1. 利用者不在の議論

これまで見てきたように、複写をめぐる著作権の動きは必ずしも利用者の意見が十分に反映されてきたとは言えない。特に、学術コミュニケーションの分野での著作権問題は、一般の小説や脚本の著作権問題と同列に語ることはできない。JRRCの理事には、図書館関係者が含まれていないばかりか、JRRCの設立にあたっては、複写利用現場のリサーチや協議が行われなかった。同様の利用者不在は、JCLSの設立やJAACCによるCCC管理著作物の取り扱い時にも共通している。複写による著作権者の遺失利益を云々する意見も聞かれるが、実際にどのような遺失利益が生じたかは誰も証明していない。

2. 根拠希薄な複写利用単価

JRRCの1ページ2円の単価固定は、CCCとの交渉においても障害となったように、学術著作物の多様性と複写流通の実態を反映していない。包括契約が100%近い契約を占めるJRRCでは、2円単価固定により管理著作物が増えると1著作物の複写使用料は相対的に減ることになる。

一方、JCLSのように出版社による指値方式の複写使用料の設定は、結果的に現在の学術情報の円滑な流通を阻害するに足る高額な複写権使用料を生み出していると批判されている。1ページ100円や1論文500円という複写使用料

は、病院図書館利用者の可能な負担額を超えている。ちなみに、日本医書出版協会に加盟している出版社の定期刊行物1ページあたりの購読価格をもとにした論文ページ単価は、17.5円である。(2001年度弊社調べ)¹¹⁾

さらにJCLSの設立は、「白抜きR」の取り扱いがほとんどされなかったことに起因しているが、「白抜きR」価格のほとんどは1ページ10円から20円であった。これと比べても、JCLSの価格は妥当であると考えられる利用者は少ない。

JCLSは、ドキュメントサプライヤーの要望によって2002年4月から9月までの半年間、医書出版協会系出版物の複写利用料金を半額とする暫定料金を設けた¹⁶⁾。しかしこの料金もドキュメントサプライヤーの求めた価格には程遠く、利用者からもまだ適正価格であるという実感を得られていない。

3. 不便な分散処理(3つの著作権処理機関)

現在、学術著作物の複写利用許諾を得るためには、JRRC、ACCS(JAACC)、JCLSの3機関とそれぞれ個別に契約せざるを得ない。3つの機関は、異なる著作物を異なる条件、異なる料金、異なる方法で著作権処理を行っているので、利用者はそれぞれと契約を行い権利処理を行わなくてはならない。この煩雑な業務は、病院図書館担当者にとって許容しがたい労務である。

4. 著作物の網羅性の欠如

ところで、現在機能している3つの権利処理機関をもってしても学術著作物権利処理対象の網羅性は低い。弊社調べでは、学術分野で利用される国内管理著作物は、3機関を合わせても34%にすぎない。またCCC管理著作物も90%である。残りの著作物に関しては、利用者は個別に複写利用許諾を行う必要がある。(図1参照)

5. 正確な管理著作物の公開がない

利用者にとって著作物が各権利処理機関の管理著作物なのかを確認することは重要である。

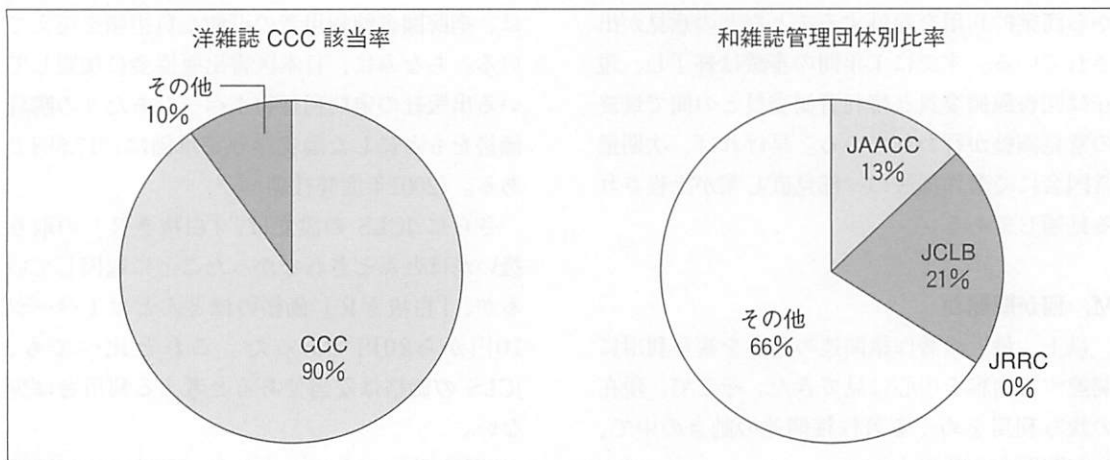


図1.

しかし現時点では個別著作物の検索、一覧データの公開またはダウンロードの両方ができるホームページをどの権利処理機関も持たない。また管理著作物のアップデートも不定期であり、最新データにいつ更新されたのか、一般利用者には不明である。また、管理著作物が重複していたり ISSN/ISBN が記載されていないデータもあるなど、データ管理のずさんさが目に付く。(2002年7月22日現在)

Ⅶ. 今後の対応について

早晩、病院図書館およびその利用者は、著作権の対応が迫られるであろう。したがって病院図書館関係者は、この問題に対しての見解と対応を準備しておく必要がある。少なくとも下記の点が考えられるのではないだろうか。

1. 院内の対応

院内的な対応としては、

- (1)情報の収集と交換
- (2)権利処理は必要であるというコンセンサスを図書館関係者だけでなく、利用者、院長、経営側との間で持つことが必要
- (3)その上立った権利処理費用予算準備
- (4)病院図書館およびその利用者による複写利用の公共性、社会性、非営利性を内外にアピールする

(5)関係諸団体との連携

などが最低必要とされるであろう。特に院内外で病院図書館が孤立した状況にならないように現在の著作権をめぐる動きについては、できる限り多くの関係者に情報を提供しておくことが必要であろう。

2. 対外的対応

各権利処理機関に対しては、

- (1)学術情報流通を阻害しない複写利用料金を設定すること
- (2)管理著作物の網羅性を高めること
- (3)管理著作物データの正確な公開と定期的なアップデートを行うこと
- (4)円滑でスムーズな権利処理が行えるシステムを構築すること
- (5)病院図書館の果たす社会的役割とその非営利性を考慮した対応を求めること
- (6)利用者への広報と啓発活動を強化することなどが必要であろう。そのためにも協議による解決を求めていく必要がある。

Ⅷ. おわりに

最近、図書館関連の雑誌に相次いで著作権特集が組まれている。これらの記事は、権利者や利用者、文化庁の最新の動きをフォローしているので、ぜひ手にして目を通していただきたい。

下記がその目次である。

薬学図書館 2002年 47巻 2号

特集「文献複写の著作権を巡る問題」

- 「特集：文献複写の著作権を巡る問題」について 若杉茂 p. 111-113
- 文献複写の著作権問題を取り巻く現状と問題点 三浦勲 p. 114-120
- 学術文献の利用をめぐる最近の著作権制度の動向について 南亮一 p. 121-127
- 日本複写権センターについて 山下邦夫 p. 28-131
- 学著協を巡る新しい動き 中西敦男 p. 132-137
- 学術専門出版物複写利用の適正化に向けて 金原 優 p. 138-144
- 文献複写の現状と問題点 末廣恒夫 p. 145-147
- 企業内ライブラリにとっての複写—ストレスのない情報流通環境を— 真銅解子 p. 148-149

図書館雑誌 2002年 96巻 5号

特集「図書館と著作権法の今日的状況と課題」

- 図書館における著作権問題の今日的状況と課題 JLA著作権問題委員会 p. 298-301
- 大学図書館における著作権法と図書館の今日的課題 国交私立大学図書館協力委員会 p. 302-304
- 企業内専門図書館が直面する文献複写問題 末廣恒夫 p. 305-307
- 公共図書館の現場と著作権法の今日的課題 奥村和廣 p. 308-309
- 著作権法第31条問題と複写権集中処理の現状 中西敦男 p. 310-313
- 市民の視点から見たインターネットと著作権 山本順一 p. 314-316

図書館雑誌 2002年 96巻 6号

特集「図書館と著作権法のこれからを考える」

- 著作権をめぐる図書館ワーキンググループ審議の問題点 糸賀雅児 p. 396-399
- 障害者の著作物利用にかかわる著作権法制限規定のあり方への提起—障害者の情報アクセス権と著作権の調和を求めて— 梅田ひろみ p. 400-402
- 病院図書館と著作権 田引淳子 p. 403
- 図書館のこれまでの著作権論議と保証金に関わる二つの論点について 前河芳久 p. 404-406
- 21世紀の図書館活動と著作権問題—著作権料請求権の実体化事業は JLA の仕事である— 細井五 p. 407-409

また、複写と著作権に関するメーリングリストがある。素人が集まりさまざまな情報交換を行っている。詳しくは、
http://members.tripod.co.jp/copy_and_copyright/copy_ml.html
 を参照されたい。

このメーリングリストの主催者が作るホームページ「Copy&Copyright 複写と著作権」も新しい情報がアップデートされている。
http://members.tripod.co.jp/copy_and_copyright/index.html

最後に手前味噌ではあるが、弊社の著作権処理のページを紹介したい。このページは、各権利処理機関の管理著作物情報や一括検索（複写ユニオン検索）や案内などを満載している。実際の利用者の立場に立って、権利処理を行う場合に必要な情報を提供することを目的として作られている。

<http://www.sunmedia.co.jp/ccs.html>

本稿が、少しでも病院図書館関係者の著作権対応に役立つことを願う。

参考文献・サイト

- 1) <http://www.infosta.or.jp/> (2002/07/22現在)
- 2) <http://www.fpmaj.gr.jp/> (2002/07/22現在)

- 在)
- 3) 中村充男：病院の機能と図書館への期待。病院図書館。2000 ; 20 (4) : 148-151。
山室真知子：病院図書室における医学情報サービスと著作権。病院図書館。2000 ; 20 (4) : 152-155。
首藤佳子：医学情報の現況と独自性。病院図書館。2000 ; 20 (4) : 156-160。
 - 4) 特集「近畿病院図書室協議会創立25周年記念フォーラム」：病院図書館。2000 ; 20 (4)
 - 5) 小田中徹也：文化庁訪問報告。病院図書館。2001 ; 21 (3) : 138-140。
 - 6) http://www.cric.or.jp/db/fr/bu_index.html
 - 7) JLA 著作権問題委員会：図書館雑誌。2002 ; 96 (5) : 298-301。
 - 8) <http://www.jrrc.or.jp/> (2002/07/22現在)
 - 9) <http://www.jrrc.or.jp/disclosure/shiyoryo.html> (2002/07/22現在)
 - 10) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaacc/>
http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaacc/new_page_e_1.htm (2002/07/22現在)
 - 11) http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaacc/new_page_3.htm (2002/07/22現在)
 - 12) <http://www.jcls.co.jp/> (2002/07/22現在)
 - 13) <http://www.bunka.go.jp/frame.asp?tm=20020722103743> (2002/07/22現在)
 - 14) <http://www.bunka.go.jp/ejigyouscript/ipkenselect.asp> (2002/07/22現在)
 - 15) http://www.bunka.go.jp/file_1/1000004504_singil.pdf (2002/07/22現在)
 - 16) http://www.sunmedia.co.jp/jcls/pre_price.pdf (2002/07/22現在)
- 注1) 日本医書出版協会加盟出版社のうち24社94誌、その他自然科学系65社88誌の併せて182誌の2001年度年間購読定価をもとに、論文のページ単価、論文単価を出した。